

学校再開にあたっての新型コロナウイルス感染症予防について

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対して、豊中市立小中学校では、学校再開にあたって、感染予防対策を徹底してまいります。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、下記のとおり、お子様の健康状態の把握ならびに感染症予防の指導について、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 お子様の健康状態の把握について

- 毎朝、検温するとともに、健康状態をご確認ください。
- 健康観察カードに、体温や体調をご記入のうえ、毎日、登校時に持参させてください。

2 お子様に体調不良（発熱・せき等のかぜ症状、味覚・臭覚の異常等）がある場合について

- 出席停止となります。欠席扱いにはなりませんので、症状がなくなるまでご家庭で休養させてください。
- 同居の方に症状がある場合も（お子様に症状がみられなくても）、同様です。
（*学校保健安全法第19条の規定に基づく措置です。）
- お子様や同居の方に下記【A】～【C】のいずれかの症状がある場合は、すぐに、かかりつけ医または「豊中市帰国者・接触者相談センター」等にご相談ください。あわせて、学校へもご連絡ください。

【A】 息苦しさや強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある

【B】 基礎疾患がある方で発熱やせきなどの比較的小さいかぜ症状がある

【C】 上記以外の方で、発熱やせきなどの比較的小さいかぜ症状が続く

（症状が4日以上続く場合は、必ずご相談ください。また、症状には個人差がありますので、強い症状と思われる場合はすぐにご相談ください。）

- PCR検査を受けられた場合は、検査結果を学校へご連絡ください。
- 以下の場合も出席停止となります。
 - ・お子様が感染した場合…（期間）専門医等が快癒を認める等、登校を許可されるまで
 - ・お子様が濃厚接触者と認定された場合…（期間）保健所に指示された期間
 - ・同居の方が濃厚接触者と認定された場合…（期間）保健所に指示された期間

3 学校での感染予防対策について

次の点に注意しながら、学校での感染予防対策に取り組みます。

- 健康観察等を行います。
- 感染予防の正しい知識を身に付け、適切な行動ができるよう、流水・石けんによる手洗いの徹底、咳エチケット等の基本的な感染症対策に関する指導を行います。
- 換気は、気候上可能な限り、常時2方向の窓を同時に開けて行います。